

契約者の皆様へ

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

受入基準改正についての重要なお知らせ

—平成31年4月から土壌分析項目が変更されます—

阪南2区建設発生土受入基準（化学性状の基準）が改正され、平成31年4月1日から適用される予定であり、**次の項目の受入基準項目が変更**されます。分析結果表（計量証明書）の提出が必要な工事については、分析機関に分析を依頼される場合に、次のことにご注意ください。

現行	改正後
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン

備考 判定基準（溶出量基準）は変更ありません（0.04mg/L）。また、試験方法も変更ありません（平成15年環境省告示18号）。

【新受入基準の適用日以降（平成31年4月以降）に試料採取される場合】

分析項目を 現行の シス-1,2-ジクロロエチレン でなく
1,2-ジクロロエチレン とする必要があります。

※改正後の1,2-ジクロロエチレンとはシス体とトランス体の和です。

※ 現在、既に締結済みの受入契約に基づき、平成31年4月1日以降も引き続き搬入される場合は、追加の分析は不要です。ただし、搬入土量の変更等があり新たな分析を行う場合は、1,2-ジクロロエチレンで分析を依頼してください。

阪南2区の受入基準は、国が定める土壌環境基準等を根拠として設定しており、このたび国が土壌環境基準項目を変更することから、阪南2区受入基準を改正するものです。

【お問い合わせ先】

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 阪南事業所 山下

TEL 072-431-1793

FAX 072-431-1783